平成２８年（フ）第１２３号
鹿児島県鹿屋市田崎町2350番地１　上田崎市営住宅56号
債務者　**𠮷**方　正巳
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第５号
山口県下関市彦島塩浜町３丁目14番13号、前住所山口県下関市彦島福浦町３丁目７番16号
債務者　田上　照美
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２号
松江市八雲台２丁目７番17号
債務者　永井　博之
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３号
熊本市南区川尻４丁目11番12号
債務者　松岡眞由美
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
熊本市中央区白山２丁目８番19号　開幸アパート３号室
債務者　一二三忠利
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３６号
神奈川県横須賀市森崎１丁目６番５号　ソフィアガーデン横須賀111
債務者　増田　　剛
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市日の出町１丁目４番地12中央ハイツ1204
債務者　出浦　七生
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２２６号
青森市富田５丁目35番１号　シャノアール203号
債務者　山下　喜是
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
青森市大字大野字若宮159番地20　サンシャインプラザ大野103号
債務者　児玉　強志
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
青森市篠田３丁目３番７号
債務者　鈴木　幸雄
１　決定年月日時　平成29年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５１号
神奈川県横須賀市栗田２丁目32番５号　メゾン野比Ｂ―201
債務者　一松　勝芳
１　決定年月日時　平成29年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第２号
大分県佐伯市長島町１丁目21番６号　レオパレス21ドリーム103号室
債務者　加嶋　　進
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１３３１号
愛知県あま市森３丁目12番地６メゾンドＮ２201号
債務者　岡　　里紗（旧姓渡辺）
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８号
名古屋市中村区太閤通７丁目１番地　太閤通団地323号
債務者　富田佐代子
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３５号
東京都江戸川区南小岩６丁目25―17―301
債務者　武笠　孝也
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８１号
東京都中央区月島３丁目32―１―405
債務者　加藤　誠生
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８６号
東京都町田市本町田2083―18
債務者　瀧田このみ
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成29年４月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部